

株式会社キャンディル

定 款

平成 26 年 8 月 7 日	制 定
平成 26 年 9 月 19 日	一部変更
平成 27 年 4 月 1 日	一部変更
平成 28 年 9 月 23 日	一部変更
平成 28 年 12 月 26 日	一部変更
平成 29 年 12 月 26 日	一部変更
平成 30 年 3 月 14 日	一部変更
令和 元年 9 月 1 日	一部変更
令和 3 年 12 月 24 日	一部変更
令和 4 年 12 月 23 日	一部変更

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社キャンディルと称し、英文では、CANDEAL Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の各号の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 各種工事（建築工事、大工工事、左官工事、とび、土工工事、石工事、電気工事、管工事、タイル・レンガ・ブロック工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、消防施設工事）の設計及び工事監理並びに施工及び洗浄の請負
- (2) 各種建築物（店舗・オフィス、住宅、商業施設等）及び同付属施設・設備等の内外装工事、保守・補修工事、リフォーム工事、原状回復工事、オフィスオートメーションフロア・タイルカーペット等の床工事の設計及び工事監理並びに施工及び洗浄の請負
- (3) 各種建築物（店舗・オフィス、住宅、商業施設等）における什器・間仕切り等の施工、クリーニング及び補修業務の請負
- (4) 各種建築物（店舗・オフィス、住宅、商業施設等）及び同付属施設・設備等の維持管理並びに点検業務の請負
- (5) 各種建築物（店舗・オフィス、住宅、商業施設等）の設計・工事監理、建築工事の工程管理・品質管理・安全管理及び内装一般に関するコンサルティング業務並びにそれら建築物に関する各種調査・検査業務の受託
- (6) 各種物品（木工用機械器具、園芸用機械器具、家具、室内装飾品、皮革製品、家庭用電気製品、キッチン等の住宅設備機器、建築資材、オフィスコンピューター・ファクシミリ等専用事務機器、電気音響機器、什器、日用品雑貨及び手芸・工作品等）の販売、レンタル、取付工事、保守及び補修業務の請負並びに輸出入及び製造
- (7) 各種建築物（店舗・オフィス、住宅、商業施設等）及び同付属施設・設備等並びに前号に掲げる物品に関する補修材料の販売並びに輸出入及び製造
- (8) 光触媒コーティングによる抗ウイルス抗菌サービスの請負並びに抗ウイルス・抗菌・除菌・殺菌・防臭・消毒等に関する材料、機器・装置等の研究、開発、製作、販売、買取、レンタル、リース及び輸出入
- (9) 住宅に係る設備機器及び建材の品質・性能保証に関する業務
- (10) インターネット・携帯電話等を利用した情報提供サービス、広告及び宣伝に関する業務
- (11) 前各号の業務に関するコンサルティング、代理店の募集及び指導、フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集及び指導
- (12) 各種イベント・会議の企画、設営、運営、管理及びその会場における清掃、搬入、撤去の請負
- (13) 大型スーパー等における食品・生活用品の販売及び棚卸業務の受託
- (14) 住宅販売に付随する業務の代行サービス業務の受託
- (15) ソフトウェア・コンピュータシステムの販売、保守及び賃貸
- (16) 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介業

- (17) 一般貨物運送取扱事業及び貨物自動車運送事業
- (18) 貸倉庫業
- (19) 物品の仕分け、梱包及び配送業務の請負
- (20) 一般及び産業廃棄物の収集・運搬及び処理業
- (21) 古物売買業
- (22) 労働者派遣事業及び有料職業紹介業
- (23) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関の設置)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、32,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことを、株式取扱規程に定めるところより当会社に請求することができる。ただし、当会社は、売り渡すべき株式の数に相当する数の株式を有しないときは、その売渡請求に応じないことができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録その他の株式及び新株予約権に関する事

務は株主名簿管理人に委託して取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、並びに株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(自己の株式の取得)

第12条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項その他本定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができます。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に隨時招集する。

(株主総会の招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会の決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その3分の2以上をもって行う。

(株主総会の議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の出席株主1名を代理人として、議決権行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに提出しな

ければならない。

(株主総会議事録)

第19条 株主総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、議長及び議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 当会社の監査等委員でない取締役は、1名以上10名以内とし、監査等委員である取締役は、3名以上5名以内とする。

(取締役の選任及び解任)

第21条 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 前項の決議をする場合、監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役が欠けたとき、又は法令若しくは本定款で定めたそれら取締役数を欠くこととなるときに備えて、会社法施行規則第96条に定めるところにより補欠取締役を選任することができる。

3 前項の補欠取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、監査等委員でない取締役の補欠取締役は当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとし、監査等委員である取締役の補欠取締役は当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することができる。

4 前三項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

5 取締役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、監査等委員でない取締役の解任はその議決権の過半数をもって行い、監査等委員である取締役の解任はその議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第22条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役の補欠として就任する取締役の任期は、その退任した取締役の任期の満了する時までとし、増員により選任された監査等委員でない取締役の任期は、その選任時に在任する他の監査等委員でない取締役の任期の満了する時までとする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第23条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第399条の13第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 当会社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

2 当会社は、取締役会の決議をもって監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名

を選定するほか、取締役社長以外の役付取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第 25 条 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の決議の方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第 28 条 当会社は、議決に加わることのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

2 取締役又は会計監査人が、取締役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（会社法第 363 条第 2 項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第 29 条 取締役会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、同第 426 条第 1 項に定める要件に該当する場合には、同第 425 条第 1 項により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、同第 427 条第 1 項の規定により、同項に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 427 条第 1 項に定める「最低責任限度額」とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第34条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会への報告の省略)

第36条 取締役又は会計監査人が監査等委員の全員に対して監査等委員会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を監査等委員会へ報告することを要しない。

(監査等委員会の議事録)

第37条 監査等委員会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第38条 監査等委員会に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人の選任は、株主総会において、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の決議によって行う。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当等)

第 42 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

2 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3 前項の剰余金の配当のほか、当会社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日を基準日として剰余金の配当を行うことができる。

4 前各項に定める場合のほか、当会社は基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 43 条 配当財産が金銭である場合、その配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払いの配当金には利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、第 8 回定期株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 第 8 回定期株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償を限定する契約については、なお同定期株主総会の決議による変更前の定款第 42 条の定めるところによる。

(株主総会参考書類等の内容である情報の電子提供措置に関する経過措置)

第 2 条 変更後定款第 16 条（電子提供措置等）第 1 項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

2 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上